

計画作成年度	令和4年度
計画主体	岩手県平泉町

# 平泉町鳥獣被害防止計画

## 【連絡先】

担当部署名 平泉町農林振興課  
所在地 平泉町平泉字志羅山45番地2  
電話番号 0191-46-5564  
FAX番号 0191-46-3080  
メールアドレス norin@town.hiraizumi.iwate.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、スズメ、ヒヨドリ、カルガモ、サギ類（アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アマサギ、ゴイサギ）、カワウ、タヌキ、ハクビシン、キツネ、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	平泉町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス スズメ ヒヨドリ サギ類 カワウ		被害面積 0.00ha 被害金額 0円 ※令和3年度は被害報告なし
タヌキ ハクビシン キツネ その他小動物 (アナグマ・アライグマ)	水稲 野菜（全般） 果樹（りんご等） いも類（ジャガイモ）	被害面積 0.02ha 被害金額 110,000円
ニホンジカ カモシカ	水稲 野菜（キャベツ等） 果樹（りんご） 豆類（大豆、小豆等）	被害面積 1.60ha 被害金額 1,691,000円
イノシシ	水稲 飼料作物（牧草等） 野菜（タケノコ等） いも類（ジャガイモ等）	被害面積 9.23ha 被害金額 9,588,000円
ツキノワグマ		被害面積 0.00ha 被害金額 0円 ※令和3年度は被害報告なし

## (2) 被害の傾向

### ○カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カワウ

例年、田植え直後の水稲被害が多くあったが、近年は被害が減少傾向にある。カワウについては平成28年度以降被害報告なし。

### ○タヌキ、ハクビシン、キツネ、その他小動物（アナグマ・アライグマ）

町内全域で農作物の被害が発生し、野菜（全般）の食害だけでなく、果樹（りんご等）、いも類（ジャガイモ等）、豆類（大豆等）の食害も発生している。

近年では、個人宅の庭の柿・栗等を餌とし、ハクビシンが人家に棲みつき、徘徊による騒音、糞尿の被害報告も寄せられている。アライグマ、アナグマは現状で被害報告なし。

### ○ニホンジカ、カモシカ

町内全域でニホンジカを目撃情報があり、平成27年度以降、水稲の幼苗及び収穫期の稲穂の食害が多数発生している。年々、ニホンジカの捕獲数も増加傾向にあるため、生息頭数も比例して増加していると思われる。今後も被害の拡大が想定される。

また、天然記念物であるカモシカにおいては、水稲・果樹（りんご）・野菜（キャベツ等）と幅広く被害報告が寄せられているが、有害捕獲できない現状から、町民より多数の苦情や相談が寄せられている。

ニホンジカ、カモシカともに、主に長島地区における被害が多い。

### ○イノシシ

町内では、平成24年に初めて目撃され、平成27年度には、水稲田植え後の掘りおこし、収穫期の踏み荒らしが多数発生した。年々被害地域等が拡大していることから、ニホンジカ・カモシカ同様、生息数も相当増加しているものと思われる。水稲・野菜（タケノコ等）・いも類（ジャガイモ等）・牧草と被害作物は幅広く、また冬季における畦畔の破壊被害も多く寄せられている。主に平泉地区における被害が多い。

令和元年には、周辺地域からのイノシシの流入により、イノシシ被害が発生していなかった長島地域においても被害が確認され、町内全域の対策が求められている。

### ○ツキノワグマ

平成25年度から平成27年度にかけて平泉地域において、民家、宿泊施設、牧場等での目撃情報と、物置やゴミ捨て場等の物品破損被害が発生した。また、近年では長島地区のりんご園における果樹（りんご）被害及び果樹保管倉庫の破損が発生している。

農作物被害に加え、人的被害への恐れもあることから、捕獲・防除の両面からの対策を要する。

例年、目撃情報は数多く寄せられている一方、被害は散発的である（令和3年度は被害報告無し）。捕獲数は一定程度で推移している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
カラス スズメ ヒヨドリ カルガモ サギ類 カワウ	(※) 被害面積 0.17ha 被害金額 554,000円	被害面積 0.14ha 被害金額 471,000円
タヌキ ハクビシン キツネ その他小動物 (アナグマ・アライグマ)	被害面積 0.02ha 被害金額 110,000円	被害面積 0.02a 被害金額 94,000円
ニホンジカ カモシカ	被害面積 1.60ha 被害金額 1,691,000円	被害面積 1.36ha 被害金額 1,437,400円
イノシシ	被害面積 9.23ha 被害金額 9,588,000円	被害面積 8.31a 被害金額 8,629,200円
ツキノワグマ	(※) 被害面積 0.15ha 被害金額 349,000円	被害面積 0.12ha 被害金額 296,000円

現状値の被害面積及び被害額算出根拠は、令和3年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査による。また軽減目標は、過去3か年の農作物の被害状況の増減率及び有害鳥獣の捕獲頭数を考慮し、被害面積・金額ともに、イノシシについては約10%減、その他の獣種については約15%減と設定した。

※カラス・スズメ等の鳥類及びツキノワグマは、令和3年度の被害が無かったことから、平成29年度～令和3年度の被害状況の5箇年平均を現状値としている。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①鳥類及び小型獣被害に対しては、西磐猟友会平泉分会(以下「猟友会」という。)に有害鳥獣の捕獲を依頼し、銃器及びわなによる捕獲を実施。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金(国庫補助事業、以下「鳥獣交付金」という。)による捕獲成功報償に併せ、町単独事業による報償を上乗せし、捕獲等の件数に応じて報償費を支払っている。</p> <p>②ニホンジカ等の大型獣被害に対しては、平泉町鳥獣被害対策実施隊</p>	<p>①鳥類は、毎年定期的に有害捕獲を実施しており、被害が減少傾向にあるが、被害の多くみられる地域等の正確な現状把握が困難となっている。</p> <p>②小型獣は、通年で有害捕獲を実施しており相当数捕獲しているが、被害額等の減少には至っていない。</p> <p>③大型獣は、通年で有害捕獲を実施しており、相当数捕獲しているが、個体の繁殖力に捕獲が追い付いておらず、大幅な被害額等の減少に至っていない。</p> <p>④高齢化等により捕獲従事者の担い手が不足している。</p>

<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>(以下「実施隊」という。平成25年度設置)による巡回、捕獲を実施。捕獲成功報償を鳥獣交付金及び町予算により支出。また巡回、捕獲、解体、埋設等の作業に対する従事報酬を町予算より支出。</p> <p>③農作物の自己防衛の意識向上を目的に、町民に対し、小型獣用箱わなの貸出を実施。</p> <p>④実施隊及び猟友会に対し、くくりわな・箱わなの無償貸与を行った。</p>	<p>⑤大型獣の捕獲数が年々増加し、捕獲した個体の処分を行う従事者の負担が増加している。</p> <p>⑥従事者の高齢化や人材不足等の課題に対応するため、ICT（情報通信技術）機器を活用した鳥獣被害対策をより一層整備していく必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>①岩手県鳥獣被害防止総合支援事業による電気さく導入・設置【大規模】や、町単独事業による農家個人での電気さく導入【小規模】の防除対策を実施。</p> <p>②地域による自主的な防除意識の醸成を図るため、研修会等を実施。</p> <p>③ドローンを活用した野生鳥獣の生息環境調査（戸河内地区、県との共同事業）を実施し、調査結果をもとに、効果的な電気柵の設置を行った。</p>	<p>①有害鳥獣の被害範囲が個人の規模から地域規模に拡大しているため、地域一体となった防除が必要となる。</p> <p>②自己所有農地は、自分で守る意識を更に高める必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>①ドローンを活用した野生鳥獣の生息環境調査を実施し、調査結果をもとに、地域農家と協議を行いながら、今後の被害防止対策を検討した。</p>	<p>①緩衝帯の設置や、放任果樹の除去などに対し、地域農家が主体となって取り組むよう、広く啓発を行っていく必要がある。</p>

### (5) 今後の取組方針

- ①鳥類においては、被害が集中する春、秋を中心に被害の多い地域等において銃器及びわなによる捕獲を継続して実施する。
- ②獣類においては、ICT 機器を活用し、銃器やわなによる効率的・効果的な捕獲に努める。並行して被害多発地域においては電気さく等の防護柵設置の推進を図っていく。
- ③第1種免許所持者のみの構成としていた実施隊に、新たに第2種免許及びわな免許所持者を加え、捕獲体制の強化を図る。
- ④狩猟者を育成・確保する観点から、新規狩猟免許取得に係る経費の一部補助、既存狩猟者の免許更新手数料の補助を実施するほか、「わな捕獲報酬」を新設し、有害鳥獣捕獲に取り組みやすい環境づくりを行う。
- ⑤有害鳥獣捕獲等従事者の経済的負担を軽減するため、必要とする捕獲用わな（小型箱わな及びくくりわな）は、原則として鳥獣被害防止対策協議会で全て購入し、貸与する。
- ⑥狩猟者・行政・農家が連携し、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組むため、町民を対象とした講演会の開催等により意識啓発活動を行う。
- ⑦農家自らが農作物を守る意識を持ち鳥獣被害対策に取り組むため、町民に対し小型箱わなを無償で貸与するほか、狩猟免許取得及び電気柵設置等を支援し、被害防止体制の強化を図る。
- ⑧周辺からの鳥獣の流入を防ぐため、県・近隣自治体と情報交換を密にしながら捕獲・防除活動を実施していく。
- ⑨県の定める第13次鳥獣保護管理事業計画（主に及び「第二種特定鳥獣管理計画」（対象鳥獣：ツキノワグマ・ニホンジカ・カモシカ・イノシシ）に基づき、被害防除と捕獲（個体群の維持）とのバランスを図りながら、町としての鳥獣被害対策を総合的に推進していく。
- ⑩イノシシによる農作物被害の増加に対応するため、被害拡大地域（戸河内、山岸地区等）において、地域農家による鳥獣被害対策団体を組織するよう働きかける。その上で、猟友会や関係機関と連携し対策チームを組織し、地域一帯で被害防止対応を実施する体制を目指す。（効果的な緩衝帯の設置、放任果樹の伐採など）

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①イノシシ、ニホンジカ等の大型獣の被害に対しては、実施隊がわな及び銃器による有害捕獲を実施する。
- ②タヌキ等の小型獣及び鳥類の被害に対しては、猟友会がわな及び銃器による有害捕獲を実施する。
- ③住民に対しては、農林業被害防止を目的として町より小型箱わなを貸し出し、自らハクビシン等の捕獲を実施してもらう（小型獣のみとし、自らが所有・管理する農地に限ること）。また、ライフル銃を使用した捕獲も実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年～ 令和6年	カラス、スズメ、ヒヨドリ、カルガモ、サギ類（アオサギ・ゴイサギ等）、カワウ、タヌキ、ハクビシン、キツネ、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	①くくりわな、小型箱わなの無償貸与 ②狩猟免許取得に係る補助 ③センサーカメラ等ICT機器の貸出 ④捕獲に係る広報・周知の展開 ⑤わなによる捕獲に対する捕獲報酬の新設

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県の定める第二種特定鳥獣管理計画を踏まえた上で、平泉町有害鳥獣捕獲実績に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	200 羽	200 羽	200 羽
スズメ	100 羽	100 羽	100 羽
ヒヨドリ	20 羽	20 羽	20 羽
カルガモ	20 羽	20 羽	20 羽
サギ類	20 羽	20 羽	20 羽
カワウ	20 羽	20 羽	20 羽
タヌキ	80 匹	80 匹	80 匹
ハクビシン	40 匹	40 匹	40 匹
キツネ	30 匹	30 匹	30 匹
アナグマ	30 匹	30 匹	30 匹
アライグマ	30 匹	30 匹	30 匹
ニホンジカ	50 頭	50 頭	50 頭
イノシシ	70 頭	70 頭	70 頭
ツキノワグマ	※県の許可頭数内にて捕獲		

捕獲等の取組内容
<p>①鳥類（カラス等）においては、住宅密集地を除く地域において、春、秋を中心に銃器（用途があれば、わな併用）による捕獲を実施する。</p> <p>②大型獣（イノシシ等）においては、ICT機器等を活用し、生息域等を勘案しながら、わな及び銃器により効率的・効果的に捕獲を実施する。</p> <p>③小型獣（タヌキ等）においては、町内全域の被害箇所に対して、銃器及びわなによる捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>○平泉町においては、侵入防止柵の設置やわなを利用した有害捕獲を実施しているが、ニホンジカ及びイノシシ等による農作物被害は、春季及び秋季に多く発生し、拡大傾向にある。当町の農作物被害は、町全域に拡散しているが、特に中山間地帯で多く発生し、野生鳥獣も多く生息しており、散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、有害捕獲対象鳥獣に感知され、捕獲成功率が低下し、有害捕獲が進まない状況にある。</p> <p>このことから、射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり、狩猟者の命中精度も上がり、捕獲率を向上させるための有効な手段となることから、ライフル銃を実施隊員に所持させる。</p> <p><b>【参 考】</b> 平泉町鳥獣被害対策実施隊 11名（令和4年3月時点） （うちライフル銃所持人数 4名）</p> <p><b>【取組内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型獣（ニホンジカ及びイノシシ）の有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃及びわなによる捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による</li> <li>・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃（散弾銃併用）及びわなによる捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による</li> </ul>

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
平泉町全域	アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、アマサギ

4. 防護柵の設置に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画



対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タヌキ、ハクビシン、キツネ、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	電気さく等 5,000 M	電気さく等 5,000 M	電気さく等 5,000 M

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タヌキ、ハクビシン、キツネ、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	<p>①被害が多発する地域においては、地域農家団体による定期的な刈払いの実施による緩衝帯の整備や、電気さく等の設置及び適切な維持管理の指導を行う。</p> <p>②被害防止のため、行政や農協、地域農家団体などの関係団体による協力と連携により、地域ぐるみで被害防止意識の高揚を図る。被害防止に関連する知識や技術向上と、被害防止対策の普及啓発に努める。</p>		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年～ 令和6年	カラス、スズメ、ヒヨドリ、カルガモ、サギ類（アオサギ・ゴイサギ等）、カワウ、タヌキ、ハクビシン、キツネ、アナグマ、アライグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ	<p>① 鳥獣被害防止対策協議会の開催</p> <p>② 被害防止に関する講演会の実施</p> <p>③ 不要な雑木を間伐及び放任果樹の伐採（緩衝帯づくり）の協議</p>

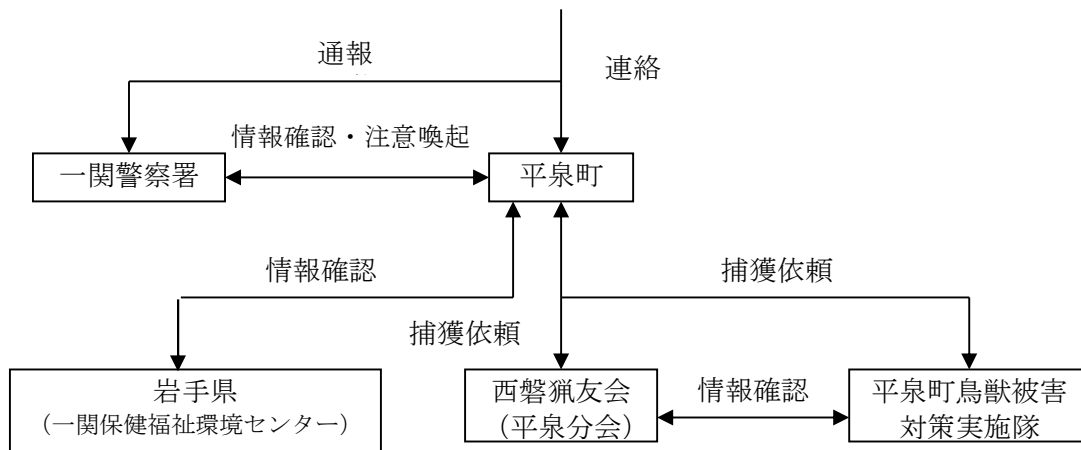
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩手県 (一関保健福祉環境センター)	有害鳥獣捕獲等許可（ツキノワグマ）
平泉町	有害鳥獣捕獲等許可
一関警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起
西磐猟友会（平泉分会）	有害鳥獣の捕獲（主にタヌキ等小型獣及び鳥類）
平泉町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲（主にイノシシ等大型獣）

(2) 緊急時の連絡体制

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           発見者         </div>
--



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

国・県・町の定める鳥獣に関する関係法令に基づいて、実施隊及び猟友会と調整しながら適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射線物質検査の結果に基づく出荷制限により、食肉加工ができないため、実施しない。
ペットフード	
皮革	
その他	

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	平泉町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
平泉町	協議会事務局、協議会に関する連絡・調整
平泉町農業委員会	鳥獣被害防止対策の意見提言
西磐猟友会（平泉分会）	有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
いわて平泉農業協同組合	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
岩手県農業共済組合磐井地域センター	農作物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
岩手南部森林管理署	林産物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関地方森林組合	林産物の被害状況等の把握、情報収集及び意見提言
一関農林振興センター	有害鳥獣対策等における指導、助言
一関保健福祉環境センター	有害鳥獣捕獲等における指導、助言
一関農業改良普及センター	有害鳥獣防除の技術的指導
鳥獣保護巡視員	野生動物保護管理視点における意見提言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
一関警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年度に鳥獣被害防止特措法に基づき設置した「平泉町鳥獣被害対策実施隊」について、現隊員（第一種免許取得者）においては、任期を更新し、積極的な捕獲活動を継続する。併せて、令和4年度から、第二種免許及びわな免許の所持者を、実施隊に編入し捕獲体制の増強を図る。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

電気柵等設置に係る地域での話し合いを通じて、鳥獣被害防止のため、地域住民主体で、草刈りや竹林除去を実施するような意識啓発・体制づくりに努めていく。  
また、鳥獣被害防止に係る知見を広め、地域による被害防止の意識の高揚を図るために、狩猟者及び農家に対する講演会等を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画策定後、新たな有害対象鳥獣の出現や被害の発生等により計画が現況に適さないと判断されるときは、西磐猟友会及び関係機関と協議しながら計画を現況に則した形で随時見直していく。